

○益田市入札・契約適正化委員会設置規則

平成18年6月20日

益田市規則第43号

改正 平成21年3月11日規則第11号

平成21年7月21日規則第34号

平成25年3月28日規則第22号

平成26年3月3日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、益田市附属機関設置条例（平成25年益田市条例第13号）第3条の規定に基づき、益田市入札・契約適正化委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第2条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の再任)

第3条 委員は、再任されることができる。

(公表)

第4条 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 会議は、当該年度の上半期分に係るものについては上半期終了後3月以内に、下半期分に係るものについては下半期終了後3月以内に開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

4 会議の議事に当たり、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 会議の議事の概要及び意見具申又は勧告は、これを公表する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、入札監理室において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第5条第1号の規定にかかわらず、最初の会議は、市長が招集する。

附 則 (平成21年3月11日規則第11号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年7月21日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日規則第22号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月3日規則第6号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。